平成２１年（フ）第３７７１号
埼玉県草加市中根１丁目４番38―704号
破産者　有限会社ケイズファクトリー
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０２７号
栃木県矢板市本町13―21　シュトラーセ寿Ⅱ―203
破産者　原見　正哉
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７０５号
千葉県船橋市前原東３丁目５―14―１―112
破産者　工藤　　勉
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８１３号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島1099―１
破産者　西村　秀樹（旧姓大屋）
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８７４号
東京都西東京市富士町４丁目２－３―101
破産者　原　　輝幸
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９７４号
東京都港区東新橋１丁目２番11号
破産者　株式会社ランダム
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４４７号
東京都世田谷区上馬４丁目11―20―301
破産者　小山　忠夫
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５４９号
埼玉県新座市栗原５丁目８－８
破産者　庄司　真理
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５７９号
千葉県市川市南八幡３丁目20―１―303
破産者　永尾　日文
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６１９０号
東京都杉並区西荻北３丁目42―17―７Ｄ
破産者　岩崎　　勉
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３８１号
東京都江戸川区北小岩７丁目24―11―106第２杉浦マンション、開始決定時の住所東京都江戸川区西小岩２丁目19―11―304
破産者　横田　菊江
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４１６号
東京都東村山市栄町２丁目33―２―502
破産者　川戸　　学
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６４８号
東京都練馬区旭町２丁目35―８―206
破産者　久村　祐子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９０５号
東京都墨田区東向島６丁目３番18号
破産者　有限会社エムシー・ユキビ
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９０８号
東京都板橋区高島平２丁目28―３―1107
破産者　佐藤　　匡
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１０３号
茨城県古河市関戸895―２－Ｃ―105
破産者　浅野　　清
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３５１号
大阪府大阪市城東区野江２丁目12―53―1301
破産者　斉藤　健吾
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３７７号
東京都町田市成瀬が丘１丁目４－１
破産者　菊地　　理
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３８２号
東京都練馬区大泉町１丁目43―９　高谷方
破産者　福田健太郎
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５３０号
埼玉県八潮市八潮３丁目14番４号
破産者　有限会社秋新工業
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５３１号
千葉県市川市北国分１丁目４―14
破産者　秋元　　豊
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５５９号
東京都文京区大塚３丁目42番14号
破産者　株式会社東京島村屋
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６４３号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚1420―７―イ
破産者　有限会社フィック・スポーツ
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部